

# 化学物質・粉じん、騒音、暑熱に関する リスクアセスメントのすすめ方

## ～鋳物製造業を例として～

事業者が安全衛生に関する責任を果たすためには、事業場における安全衛生管理を、生産（品質）管理や環境管理とともに経営方針に入れ、日常活動の中に常に取り込んで適切に行う必要があります。

労働安全衛生法には、事業者が災害や健康障害の発生防止のために講ずべき措置義務が定められています。これらの規定は、罰則をもって守ることを強制されている最低の基準です。したがって、法令で要求されるだけの労働災害防止対策だけでは万全でなく、職場に潜んでいる危険性や有害性を排除したり、低減したり、さらに、快適な職場環境を作るという観点からも十分とはいえません。一方民事上の災害防止や健康障害発生防止の責任の面からも、事業者には危険性や有害性のない、作業環境管理や健康管理が行き届いた、従業員が安心して働くことができる職場を実現することが求められます。

そのため、職場にある様々なリスク（危険の芽）を見つけ出し、そのリスクにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていく手法であるリスクアセスメントを行うことが必要とされます。

**災害ゼロ オーッ！**



厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署